

国立大学法人和歌山大学に在職する役員及び雇用する教職員等の  
死亡時における給与等支給要領

制 定 平成17年 6月23日  
法人和歌山大学規程第 438号

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に在職する役員及び雇用する教職員、臨時職員並びに外国人教師（以下「教職員等」という。）が、在職及び雇用途中において死亡した場合の給与及び手当等（旅費を含む。）（以下「給与等」という。）の支給方法について定める。

(給与等の支給方法)

第2 教職員等が、在職及び雇用中に死亡した場合の給与等は、その者の遺族に支給する。

(遺族の範囲)

第3 第2に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、教職員等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者の外、教職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

(遺族の順位)

第4 第3に掲げる者が給与等を受ける順位は、第3各号の号数の昇順とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、同号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位し、給与等の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第5 次に掲げる者は、給与等の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員等を故意に死亡させた者
- (2) 教職員等の死亡前に、当該教職員等の死亡によって給与等の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

附 則

この要領は、平成17年6月23日から施行する。